

eラーニングライブラリ新コース 5月30日開講
『改正法対応！ 個人情報保護法のポイントコース』
改正個人情報保護法のポイントを手軽に学ぶ

株式会社日本能率協会マネジメントセンター(代表取締役社長：長谷川隆、中央区、以下JMAM[ジェイマム])は、オンラインで学べる法人企業向け教育ツール「eラーニングライブラリ」^{*1}の新コースとして、5月30日から『改正法対応！ 個人情報保護法のポイントコース』を開講します。

情報通信技術の発展や経済活動のグローバル化などの急速な環境変化に対応するため改正された「個人情報保護法(2015年9月公布)」が、2017年5月30日に全面施行されます。改正個人情報保護法では、個人情報のグレーゾーンをなくすとともにパーソナルデータの利用・活用を促進するため、個人情報の定義が明確化され、「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「匿名加工情報」などが規定されました。また、個人情報の不正提供・流通を防止するための「第三者提供にかかわる記録・保管の義務化」、「個人情報データベース等不正提供罪」など大きく改正されています。

個人情報保護委員会によるガイドライン^{*2}では、「従業者に対する教育、研修等の内容及び頻度を充実させるなど必要かつ適切な措置を講ずることが望ましい。」とされており、企業においては個人情報保護法の改正内容を全従業員にすみやかに周知することが、喫緊の課題となっています。

また、パーソナルデータを含むビックデータを活用する企業にとっては、従業員に改正内容を正しく理解させることが不可欠となります。

さらに、今回の法改正により個人情報を取り扱うすべての事業者が規制の対象となったことから、これまで対象外であった中小規模の事業者にとっても「従業員への教育」が大きな課題となることが想定されます。

JMAMでは、このような背景のもと『改正法対応！個人情報保護法のポイントコース』(以下、本コース)を開講します。

本コースは、「個人情報の定義」「個人識別符号」「要配慮個人情報」「匿名加工情報」「外国の第三者への提供」「個人情報データベース等不正提供罪」「漏えい時の対応」など法改正のポイントを具体的な事例をあげながら学びます。また、スマホやタブレットでも学習可能で、場所を選ばず、短時間で取り組みます。

JMAMが提供するeラーニングライブラリは、オンラインで1年間、いつでも、何度でも、手軽に学ぶことができる、法人向け教育ツールです。個々人の学習履歴を簡単に把握できるほか、費用についてもマネジメント系教育テーマ全124コースを一人あたり7,560円(税込み)^{*3}というリーズナブルな価格で受講できます。パソコン、スマホ、タブレット端末などのインターネットを通じて手軽に取り組むことができ、現在、2,000社超、のべ100万人を超える企業・団体に導入されています。

このほかにも管理職への人事・労務管理教育や全社一斉のコンプライアンス教育、内定者・新入社員教育、英語・中国語などのグローバル教育など、幅広く活用されています。

JMAMでは、今後も企業の人材育成を支援するべく様々なサービスを展開していく予定です。

日本能率協会マネジメントセンター(JMAM)について：JMAMは、日本能率協会(JMA)グループの中核企業として1991年に設立されました。通信教育・研修・アセスメント・eラーニングを柱とした人材育成支援事業、能率手帳の新生ブランド『NOLTY』や『PAGEM』を代表とする手帳事業、ビジネス書籍の発行を中心とした出版事業を通じて、「成長したいと願うすべての人」を支援し続けていきます。www.jmam.co.jp

^{*1}：JMAMが提供する「eラーニングライブラリ[®]」は、「むずかしい」を「わかりやすく」、「手軽に学べて、満足できる」ことを特長とし、インターネットで、1年間、いつでも、何度でも受講できます。内定者・新人から管理職までの階層別教育、コンプライアンスやビジネススキル、語学といった目的別教育、技術・技能教育など幅広いラインアップとなっています。また、eラーニングライブラリの大きなメリットとして、契約期間中は追加料金無しで、新コースが続々追加されていくことです。教材改訂も随時実施しており、スマホ・タブレット対応等、継続的にeラーニングライブラリの充実を図っています。2017年3月現在、全180コースのラインアップを、2,000社超、のべ100万人以上が利用しています。
http://www.jmam.co.jp/hrm/elearning_lib/index.html

^{*2}：個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」より。

^{*3}：マネジメント系ライブラリ(2017年5月現在124コース)10名さま、7万5600円(税込み)にてご利用いただいた場合の金額となります。ご契約内容に応じて、費用は変動いたします。

eラーニングライブラリ[®]は、株式会社日本能率協会マネジメントセンター(JMAM)の登録商標です。

【報道関係者お問い合わせ先】

(株)日本能率協会マネジメントセンター 広報担当

TEL : 03-6362-4361 (直通) / E-mail : PR@jmam.co.jp

【サービスに関するお問い合わせ先】

(株)日本能率協会マネジメントセンター パーソナル・ラーニング事業本部 TEL: 03-6362-4345

『改正法対応！個人情報保護法のポイント コース』の概要

1. ねらい

改正法のポイントを中心に、「個人情報」を取り扱ううえで理解しておくべき内容を学びます。

2. 特長

- 「個人識別符号」、「要配慮個人情報」、「匿名加工情報」、「第三者提供時の確認記録義務」など「改正 個人情報保護法」のポイントを中心に、従業員が理解しておくべき内容を学びます。
- 実務に即して個人情報の取り扱いの場面ごとに改正法のポイントを学びます。

3. 学習時間 想定学習時間 1時間／最短実行時間 25分

4. 対 象

ビジネスパーソン全般

5. カリキュラム

1章 改正 個人情報保護法のキーワード

- 1-1 個人情報の保護と活用
- 1-2 個人情報の定義① 個人識別符号
- 1-3 個人情報の定義② 要配慮個人情報
- 1-4 個人情報取扱事業者の条件

2章 個人情報の取り扱いのルール

- 2-1 基本義務「利用目的の特定、利用目的範囲内の取り扱い」
- 2-2 個人情報を取得するとき 「利用目的の特定、利用目的の通知・公表」
- 2-3 個人情報を管理するとき 「正確性の維持とデータの消去」
- 2-4 個人情報を他人に渡すとき「第三者提供」①
- 2-5 個人情報を他人に渡すとき「第三者提供」②
- 2-6 本人からの請求への対応
- 2-7 罰則 「個人情報データベース等不正提供罪」
- 2-8 ビッグデータ時代への対応 「匿名加工情報」
- 2-9 漏えい時の対応

※テスト問題 1回（客観式 10問、ランダム出題）

学習画面例

「1-3 個人情報の定義② 要配慮個人情報」より

個人情報保護法 130111624

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報という。

要配慮個人情報の取得
第三者への提供
本人の同意が必要

人 種	国籍など法的地位は含まない
信 条	思想や信仰
社会的身分	単なる職業的地位や学歴は含まない
病 歴	がんにかかり患、統合失調症を患っているなど
犯罪の経歴	有罪判決を受け確定した事実
犯罪被害情報	犯罪の被害を受けた事実
その他	政令で定める記述等

このほか、政令で定めるものについては、こちらから確認してください。

個人情報保護法 130111624

この法律において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報という。

要配慮個人情報の取得
第三者への提供
本人の同意が必要

人 種	国籍など法的地位は含まない
信 条	思想や信仰
社会的身分	単なる職業的地位や学歴は含まない
病 歴	がんにかかり患、統合失調症を患っているなど
犯罪の経歴	有罪判決を受け確定した事実
犯罪被害情報	犯罪の被害を受けた事実
その他	政令で定める記述等

このほか、政令で定めるものについては、こちらから確認してください。

「2-8 ビッグデータ時代への対応 『匿名加工情報』」より

図 2-8 ビッグデータ時代への対応『匿名加工情報』

個人情報保護法

■第2条(第9項)
この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。
(1)(中略)個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(中略)。
(2)(中略)個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(中略)。

個人情報、個人が識別できず、復元もできないデータに加工することで活用できるよう、「匿名加工情報」を定め、その加工方法や取り扱いなどを規定しています。

図 2-8 ビッグデータ時代への対応『匿名加工情報』

個人情報保護法

■第2条(第9項)
この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものという。
(1)(中略)個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること(中略)。
(2)(中略)個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること(中略)。

個人情報、個人が識別できず、復元もできないデータに加工することで活用できるよう、「匿名加工情報」を定め、その加工方法や取り扱いなどを規定しています。